

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（2015年2月号）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、ご遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2015年2月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

日豪経済連携協定（EPA）発効に伴う日本投資家 に対する投資規制緩和

2014年7月8日、日本とオーストラリアは経済連携協定（EPA）を締結しましたが、これが2015年1月15日に発効しました。これを受けて、日本の民間企業がオーストラリアの会社、事業、商業用不動産等を取得する際に適用される投資規制が著しく緩和されました。

オーストラリアにおける対内直接投資規制は非常に複雑ですが、大まかに言うと、EPA発効前に日本の民間企業がオーストラリアの会社、事業または商業用不動産を買収する際、これらの価値が下記の基準値以上である場合、外資投資審議委員会（Foreign Investment Review Board、「FIRB」）に対する事前届出と承認が必要でした。

▶ 会社や事業の場合、2億5,200万豪ドル

▶ 商業用不動産の場合、5,500万豪ドル

EPA発効により、これらの基準値が以下の通り大幅に引き上げられ、規制が緩和されました。

▶ 会社や事業の場合、10億9,400万豪ドル

▶ 商業用不動産の場合も、10億9,400万豪ドル

ただし、日本政府機関または政府系企業とされる企業による投資については、従来どおり、価値の多寡に関わらずFIRBの承認が必要である点は変更されていません。

「当事務所の特長」ビデオ



iPhoneアプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



また、民間企業による投資であっても、メディアや通信、交通インフラといった一定のセンシティブな分野や資産については、従来の基準値がそのまま適用されます。

一方、2015年3月1日からは、農業ビジネスの買収には5,300万豪ドル、農業用地の買収には1,500万豪ドルと、逆に基準値が引き下げられて規制が強化される分野もあります。ただ、これはEPAの結果導入される変更ではなく、EPA未締結の国々からの投資についても等しく適用されることとなります。

この記事のより詳しい内容を英語の原文で読みたい方は、[こちら](#)からアクセスできます。

その他の注目のトピック

裁判所による法文解釈について

ヴィクトリア州最高裁判所は、制定法に明記されていない「黙示の条文」を読み込むことについて、たとえ人権侵害の結果を招くような場合であっても、極めて慎重かつ消極的な態度を示しました。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

法律要件を満たさなかった場合の衡平法上の救済の可否

不動産の長期リースは、文書による契約がなければ成立しないという法律上の形式要件がありますが、かかる要件を満たすことを怠った者が衡平法（エクイティ）上の救済を受ける資格があるかどうかという点について判断した判決がニューサウスウェールズ州最高裁判所で下されました。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

リマ気候変動会議とその後

2014年12月、ペルーのリマにて気候変動についての国際会議が開催されました。オーストラリア政府はここで2億豪ドルを気候変動対策基金にコミットすることを発表しましたが、参加各国が2015年後半までに、2020年以降の温暖化ガス削減のコミットをするかどうか注目されます。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

ニューサウスウェールズ州の生態系保護法の改正動向

ニューサウスウェールズ州において、生態系保護に関する法律と政策の見直しを行っていた独立諮問機関が、大幅な変更を提言する報告書を提出しました。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

社内規程が雇用契約の一部とされるか

オーストラリア連邦裁判所は、会社の社内規程が従業員との雇用契約の一部とみなされ、会社による規程の違反が雇用契約違反とされるかどうかについて、判決を下しました。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

従業員の生産性を高めるために

オーストラリアでは従業員の生産性が低下していることが問題視されていますが、従業員の生産性を高めるためには、法律の改正のみならず、政府、使用者、従業員、組合が一体となって取り組まなければなりません。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

最近の出版物

1. オーストラリアにおけるビジネス展開（2014年度版）

オーストラリア貿易促進庁（Austrade）のサポートを受けて弊所が作成した、2013年12月時点におけるオーストラリアのビジネス環境および法律に関する一般的な情報を提供する冊子です。[弊所のウェブサイト](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. オーストラリア会社法概説（信山社 2014年8月）

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んだ体系書です。豪州ビジネスに関わる日本人の皆様のお役に立てるよう、実務的な面もカバーしています。

3. 「オーストラリアの投資規制の概況」 「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」 「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」 （ジュリスト 2014年4月号～6月号）

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに掲載された連載記事。第一回では、日本から豪州に進出する際の第一の関門となるオーストラリアの投資規制の概要とその近況について紹介しています。第二回では、オーストラリアの労働関係規制と最近の動向について、その中核をなすフェアワーク法という連邦法に触れつつ紹介しています。第三回では、オーストラリアの複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について紹介しています。

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、ご意見、掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamura@claytonutz.com



ロイヤー 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 末永麻衣
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7019
メール：msuenaga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
木内理恵子
直通電話：07-3292-7599
メール：rkiuchi@claytonutz.com

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。